

第1回 鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会 議 事 次 第

日時：平成30年7月27日(金) 15:00～
場所：三重県四日市庁舎6階 大会議室

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- 1) 大規模氾濫減災協議会について
- 2) 規約（案）について
- 3) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針に対する主な取組状況・取組予定
- 4) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針に対する各機関取組事例
- 5) 意見交換

4. 閉会

(配付資料)

- 資料 1 議事次第・出席者名簿・配席図
- 資料 2 大規模氾濫減災協議会について
- 資料 3 鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）
- 資料 4 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく各水系の減災に係る取組方針に対する取組状況・取組予定
- 資料 5 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく各水系の減災に係る取組方針に対する各機関の取組事例

参考資料 1 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく鈴鹿川水系の減災に係る取組方針

参考資料 2 四日市圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組

参考資料 3 鈴鹿・亀山圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組

参考資料 4 概ね 5 年間で実施する取組内容

参考資料 5 あなたのまちに水位計を

参考資料 6 防災教育シンポジウム

第1回 鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

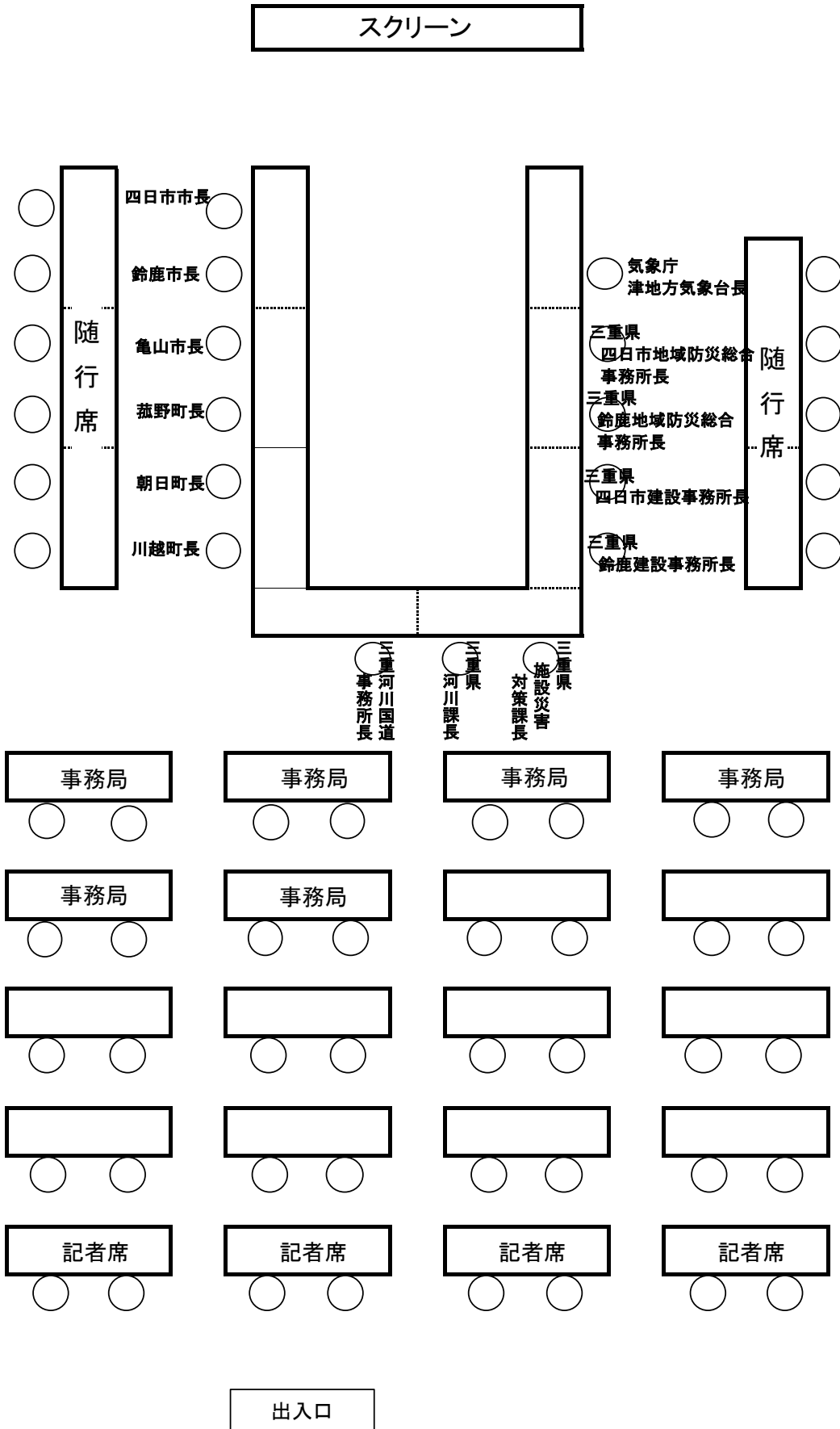
出席者名簿

所 属	役職名	氏 名
四 日 市 市	市長	森智広
鈴 鹿 市	市長	末松則子
亀 山 市	市長	櫻井義之
菰 野 町	町長	石原正敬 (代理：都市政策課長 斎藤司)
朝 日 町	町長	栗田康昭
川 越 町	町長	城田政幸
三 重 県 四日市建設事務所	所長	高木和広
三 重 県 鈴鹿建設事務所	所長	関泰弘
三 重 県 四日市地域防災総合事務所	所長	満仲朗夫
三 重 県 鈴鹿地域防災総合事務所	所長	浅井雅之
三 重 県 県土整備部 施設災害対策課	課長	梅谷幸弘
三 重 県 県土整備部 河川課	課長	松本英之
気 象 庁 津地方气象台	台長	黒川美光
国土交通省 三重河川国道事務所	所長	岩下友也

(敬称略)

第1回 鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会 配席図

日時：平成30年7月27日（金） 15:00～
場所：三重県四日市庁舎6階大会議室



出入口

大規模氾濫減災協議会について

平成30年7月27日

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

- 平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風第10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、**「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」**へと意識を根本的に転換し、**水防災意識社会の再構築への取組が必要**。
- 「**逃げ遅れゼロ**」「**社会経済被害最小化**」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築を図る**水防法等の一部を改正する法律**が平成29年6月19日に**施行**。

<大規模氾濫減災協議会制度の創設>

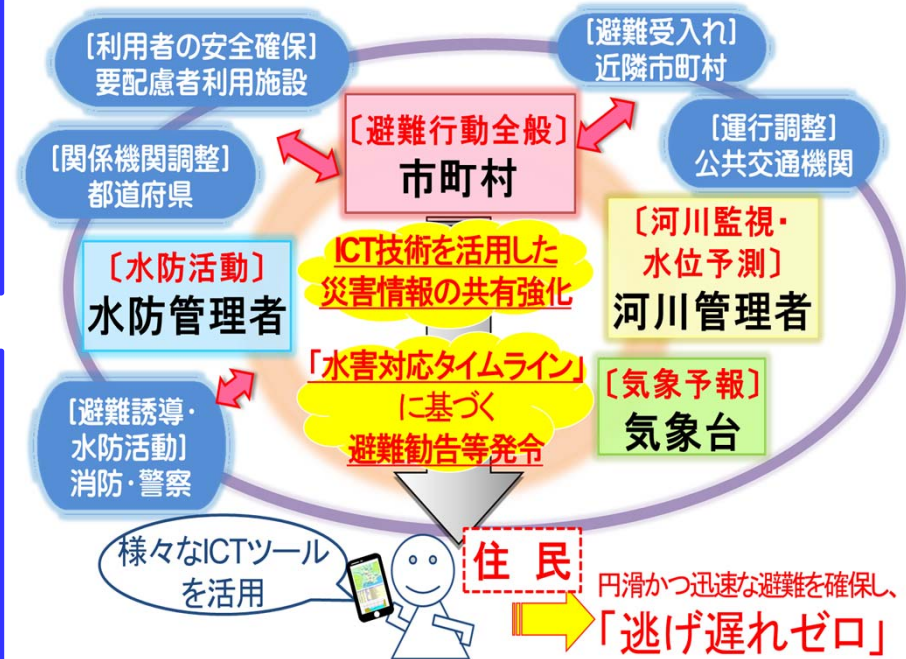
- ◆ 多様な関係者が連携し、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「大規模氾濫減災協議会」制度を創設

対象河川

- 大規模氾濫減災協議会は、**洪水予報河川**又は**水位周知河川**を対象
- **国管理河川**は、大規模氾濫減災協議会の組織を**義務付け**
(水防法第15条の9 第1項)
- **都道府県管理河川**は、地域の実情を踏まえ**組織することができる**
(水防法第15条の10 第1項)

設置単位等

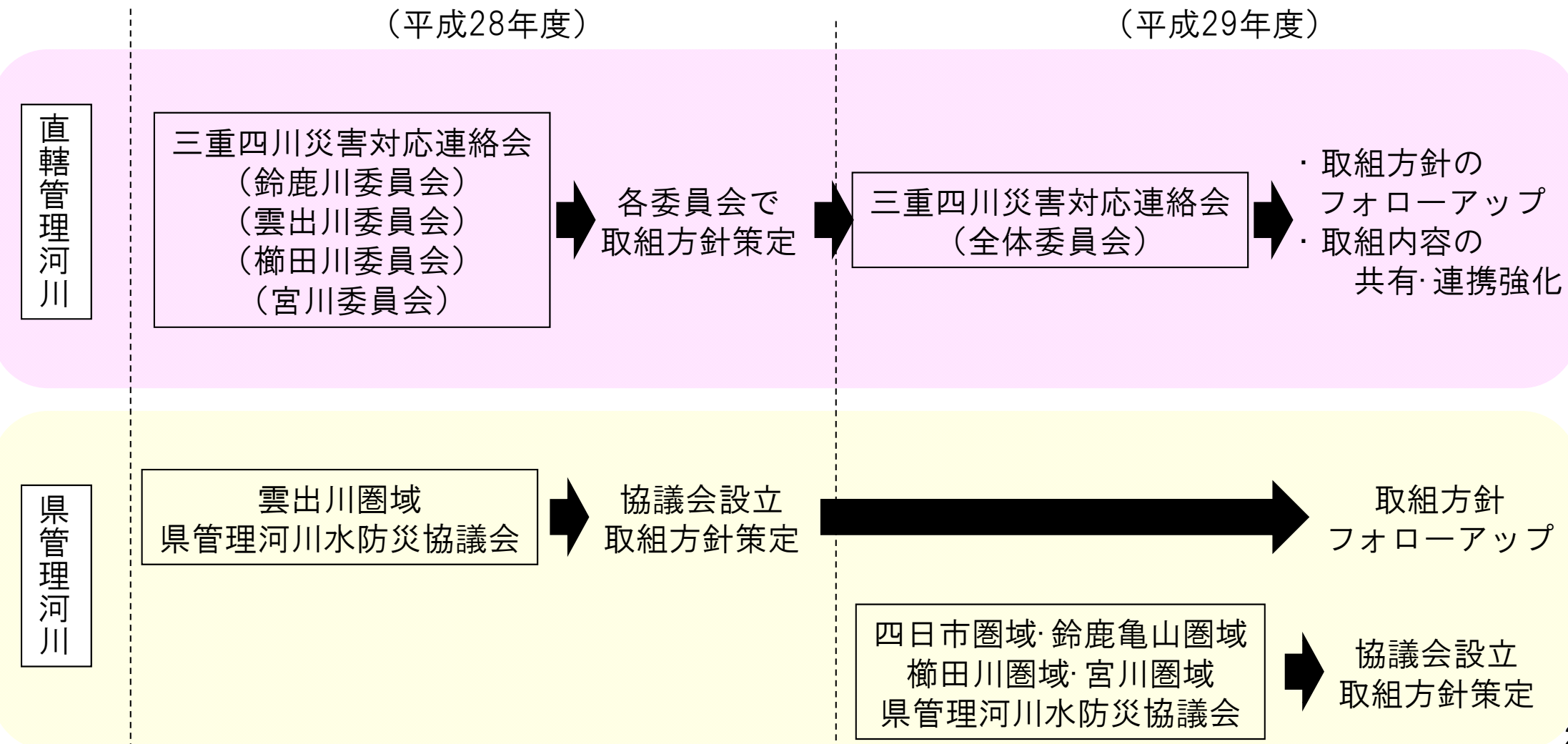
- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として**既に組織している協議会**を法律上の「大規模氾濫減災協議会」へ改組
- 設置単位は、これまでの協議会と同様に、協議会の構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、**圏域や行政界などを考慮して複数の河川をまとめて組織することも可能**



三重四川に係る水防災意識社会再構築ビジョンの取組について

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

- 直轄管理河川については、平成28年度に三重四川災害対応連絡会の規約を改訂し、減災に係る取組を議論し、取組方針を策定。
- 県管理河川については、雲出川圏域は平成28年度に設立し、取組方針を策定。その他圏域については平成29年度に水防災協議会を発足し、取組方針を策定。



- 直轄管理河川については、従来の三重四重災害対応連絡会を廃止。
- 県管理河川については、平成28年度及び平成29年度に設置した各圏域の水防災協議会を廃止。
- 平成30年度より法律上の協議会への改組にあわせて、新たに直轄管理河川・県管理河川を統合した流域全体を協議する大規模氾濫減災協議会を設置。

(平成29年度以前)

(平成30年度)

直轄管理河川

三重四重災害対応連絡会 (鈴鹿川委員会)
三重四重災害対応連絡会 (雲出川委員会)
三重四重災害対応連絡会 (櫛田川委員会)
三重四重災害対応連絡会 (宮川委員会)

廃止

県管理河川

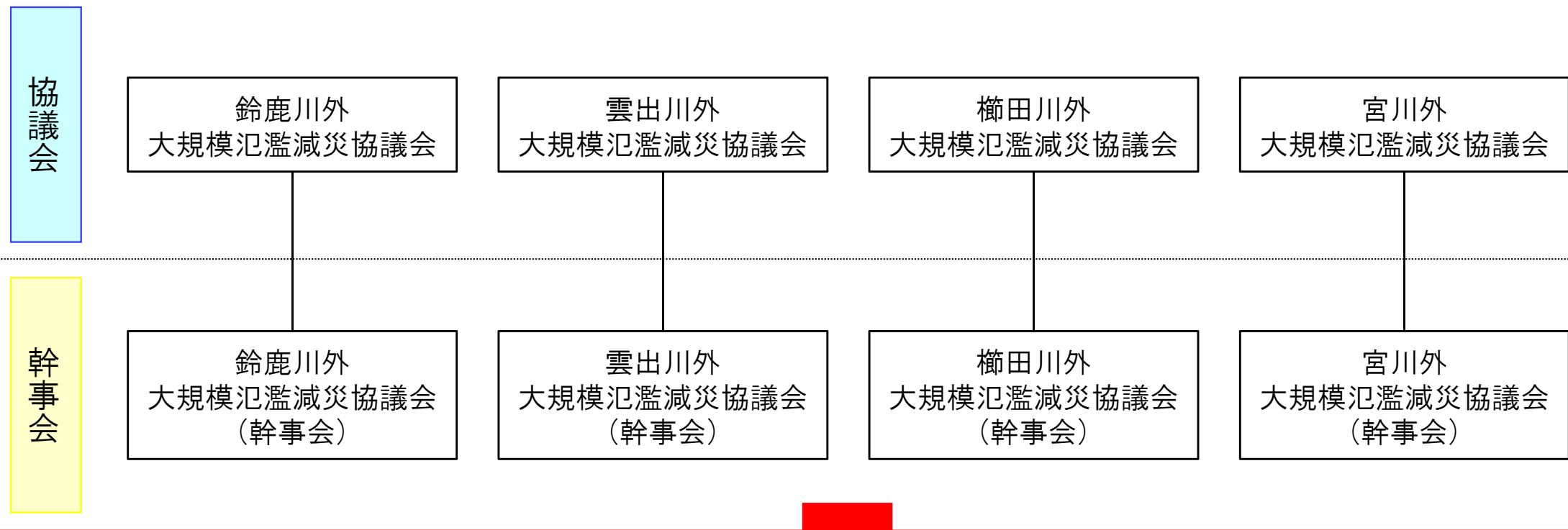
四日市圏域 県管理河川水防災協議会
鈴鹿・亀山圏域 県管理河川水防災協議会
雲出川圏域 県管理河川水防災協議会
櫛田川圏域 県管理河川水防災協議会
宮川圏域 県管理河川水防災協議会

廃止

統合

大規模氾濫減災協議会

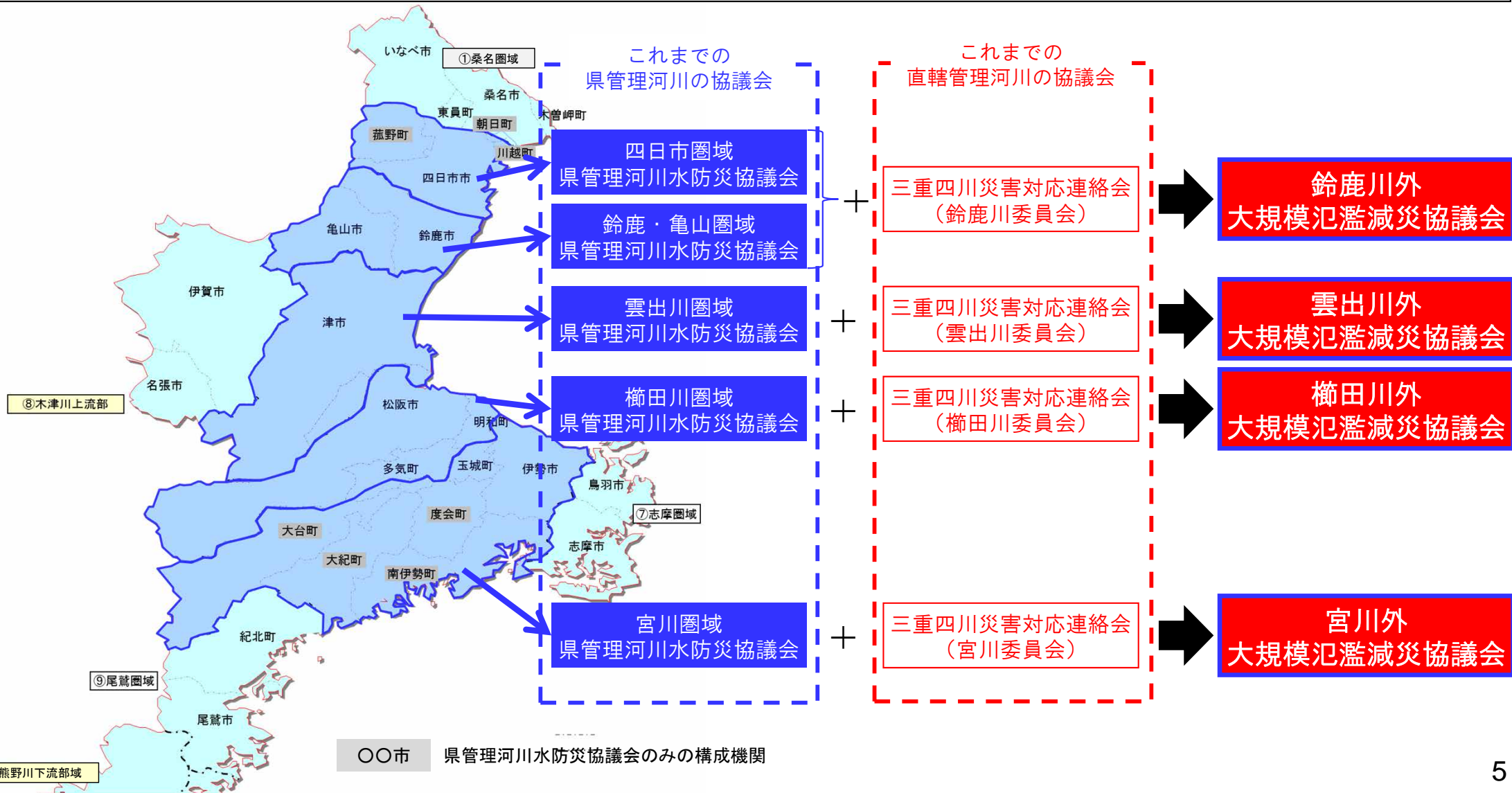
- 水防法第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会を新たに設置。
- 大規模氾濫減災協議会は、過年度に取組方針を策定した三重四川災害対応連絡会の4水系の委員会とそれに係る県管理河川水防災協議会を統合。
- 協議会及び幹事会を置き、取組状況のフォローアップをし、効果的・効率的に推進。
- 地域間の連携強化のため、各協議会の合同協議会を開催することも可能。



必要に応じて合同協議会の開催にて地域間の連携強化

各大規模氾濫減災協議会の構成について

- 新たに設置する大規模氾濫減災協議会の直轄と県の統合単位は下記のとおり。
 - 【国】 三重四川災害対応連絡会の各河川の構成機関
 - 【県】 県管理河川水防災協議会の各圏域の構成機関
- 県管理河川水防災協議会のみ構成機関もあるが、各圏域単位は維持し統合。



大規模氾濫減災協議会の構成機関について

● 各大規模氾濫減災協議会の構成機関については、下表のとおり。

<凡例> 直轄のみの構成員
 県のみ構成員

委員会・幹事会	管理主体	関係機関	2		1	11											16																30					
			国	気象庁	津地方気象台	県	四日市建設事務所	四日市地域防災総合事務所	鈴鹿建設事務所	鈴鹿地域防災総合事務所	津建設事務所	津地域防災総合事務所	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	伊勢建設事務所	南勢志摩地域活性化局	四日市市	川越町	朝日町	菰野町	鈴鹿市	亀山市	津市	松阪市	伊勢市	多気町	明和町	玉城町	大台町	度会町	大紀町	南伊勢町	国・気象庁	県	市町村	合計		
鈴鹿川外	国	三重四川災害対応連絡会	○	○	○	○	○									○																	2	3	3	8		
	県	四日市圏域県管理河川水防災協議会	○	○		○	○									○	○	○	○															2	2	4	8	
	県	鈴鹿圏域県管理河川水防災協議会	○	○				○	○											○	○														2	2	2	6
	鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会		○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○													2	5	6	13	
雲出川外	国	三重四川災害対応連絡会	○	○	○					○		○										○	○											2	3	2	7	
	県	雲出川圏域県管理河川水防災協議会	○	○					○	○	○	○										○	○											2	4	2	8	
	雲出川外大規模氾濫減災協議会		○	○	○					○	○	○	○										○	○										2	5	2	9	
榑田川外	国	三重四川災害対応連絡会	○	○	○							○											○	○	○									3	2	3	8	
	県	榑田川圏域県管理河川水防災協議会	○	○								○	○										○	○	○									2	2	3	7	
	榑田川外大規模氾濫減災協議会		○	○	○							○	○											○	○	○								3	3	3	9	
宮川外	国	三重四川災害対応連絡会	○	○	○							○		○										○		○								2	3	2	7	
	県	宮川圏域県管理河川水防災協議会	○	○								○	○	○	○									○	○		○	○	○	○				2	4	7	13	
	宮川外大規模氾濫減災協議会		○	○	○							○	○	○	○									○	○		○	○	○	○				2	5	7	14	

過年度に策定した取組方針の取り扱い

- 下表のとおり、国・県管理河川それぞれの取組方針については、概ね同じような項目で構成。
- 各取組方針のうち、共通する項目を大規模氾濫減災協議会の重点項目として、位置づけ協議・共有。
- その他の項目については、幹事会の場でフォローアップを実施。

取組方針 大項目	直轄	県管理河川				
		四日市圏域	鈴鹿・亀山圏域	雲出川圏域	櫛田川圏域	宮川圏域
避難行動	1)迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組	1)住民が自らの水害・土砂災害リスクを再認識し、適切な避難行動を行うための情報提供を確実にを行う取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組
	2)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動の取組					
水防活動	3)洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取組	2)的確な水防活動のための取組	2)的確な水防活動のための取組	2)洪水被害軽減のための水防活動等を迅速・的確に行う取組	2)的確な水防活動のための取組	2)的確な水防活動のための取組
ハード対策	4)河川管理者が実施するハード対策	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	3)越水が発生した場合でも・(略)・避難時間を確保するための取組や洪水氾濫を未然に防ぐための取組	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
土砂災害	—	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組	—

<協議会と幹事会のイメージ>

<協議会> ※首長の参加を前提

三重河川管内各水系(4水系)+4水系に係る各県協議会

- ・ 減災に係る取組事例の紹介等による情報共有
- ・ 浸水被害の軽減を実現するため、近隣の各構成員がそれぞれ又は連携して、実施する取組事項については、協議・共有する

国・県の各取組方針（概ね5年間）

国・県の各取組方針
→重点項目の協議・共有、フォローアップ

※国・県がそれぞれ作成する「取組方針」を活かしながら、
両者の取組みの中から重点項目などを設定して協議会で協議・
共有する。今後、具体的な取組方法や内容を調整、検討。

<幹事会>

三重河川管内各水系(4水系)+4水系に係る各県協議会

- ・ 委員会の運営に必要な情報交換
- ・ 減災に係る取組事項について各種調整を実施し、委員会に報告

※幹事会も統合を基本とするが、委員会の重点項目以外の項目について市町ごとの個別協議も可能とする。関係職員の業務の重複・煩雑化を避けるような考慮が必要。

国の取組方針（概ね5年間）

国の取組内容（32項目の緊急行動計画）
作成・フォローアップ

県の取組方針（概ね5年間）

県の取組内容（32項目の緊急行動計画）
作成・フォローアップ



必要に応じて合同協議会の開催にて地域間の連携強化

- 委員会においては、国・県のそれぞれの協議会において策定した取組方針より重点項目を選定し、協議・共有。
- 重点項目については、国・県の取組内容の共通項目とし、水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画の中で、流域全体で重点的に取組む必要のあるものを選定し、各機関の取組状況の共有を図り、取組を推進。
- 取組の進捗状況によっては、重点項目の見直しを実施。
- 河川管理者の実施するハード対策等については、報告事項。

<重点項目>

- ☆ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知
- ☆ 小中学校における水災害教育の実施
- ☆ 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

<報告項目>

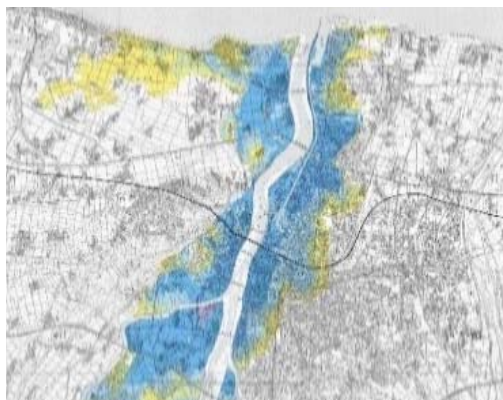
- ◎ 洪水を安全に流すためのハード対策
 - ・ 堤防整備、河道掘削
 - ・ 堆積土砂の撤去
- ◎ 危機管理型ハード対策
 - ・ 堤防の天端舗装
 - ・ 堤防裏法の保護
 - ・ 堤防表法余裕高部分の張りコンクリート
- ◎ 危機管理型水位計の設置

- H27.5月の水防法の一部改正により、**想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域**を河川管理者が指定・公表。
- **早期に避難が必要な氾濫流・河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域**もあわせて公表。
- 想定最大規模の浸水想定区域図をもとに、**市町において洪水ハザードマップを作成**。

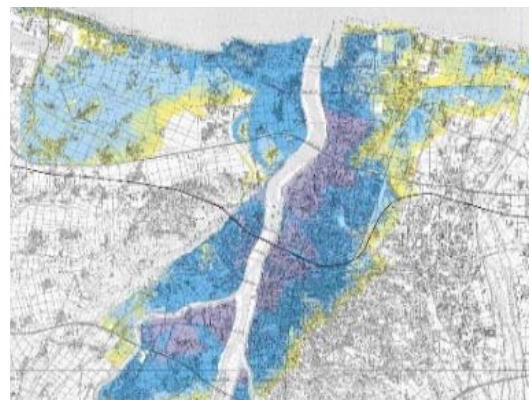
水防法改正の概要

洪水に係る**浸水想定区域**について、**想定し得る最大規模の洪水に係る区域**に拡充

(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)



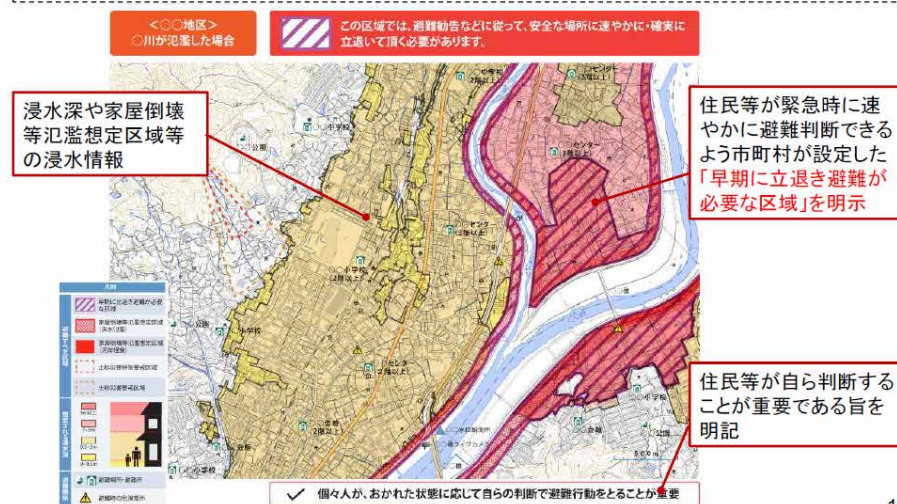
河川整備において基本となる降雨を前提
(100~200年確率)



想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域
(概ね1000年以上の確率)

ハザードマップの作成

生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などを、市町村において早期の立退き避難が必要な区域として設定し、ハザードマップに表示しています



「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組 (H29.6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	<p>【国・都道府県管理河川共通】 平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。</p> <p>【国管理河川】 平成29年6月までに全109水系において作成・公表。</p>	<p>【都道府県管理河川】 平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。</p>

【重点項目②】小中学校における水災害教育の実施

- 住民一人一人が災害時適切な避難行動をとる「能力」を養う必要があり、自然災害への「心構え」と「知識」を備えた個人を育成するためには、**幼少期からの防災教育を進めることが効果的。**
- **H29.3月に小中学校の学習指導要領等が改訂**され、自然災害に関する内容が充実。
- H32年度より小学校にて新学習指導要領の全面実施に向けて、**指導計画案の作成等防災教育の支援。**

主体的な行動による避難の実現に向けて

- 自ら考え、安全に逃げることができる子供たちを育む
- 定期的な避難訓練により、自然と逃げれる子供たちを育む



東京都平山小学校での「生き抜く科」授業
生徒自らが考えた安全な避難経路を発表



高知県黒潮町での訓練
津波の届かない高台まで避難

先行事例を参考に

＜先生方と連携し「指導計画」の作成の支援を実施＞

	「自然災害の防止」を教える流れ
第1回	どのような自然災害が発生するか (災害のメカニズム等)
第2回	自然災害が起きたら、何が 必要か (危険な場所を考える、情報収集等)
第3回	[まとめ]命を守るために必要なこと (上記の振り返りや避難訓練等)



国土交通省

めあて: 自然災害に備えて自分たちができることはなんだろう。

風水害に備えてふだんからできること

- ひなんする場所を調べておく。
- ひなん場所への道を調べておく。

風水害がおこった時にできること

- ・川の水位に注意する
- テレビやラジオで天気や防災情報を確認する

⇒ **ハザードマップ**

まとめ:
風水害に限らず自然災害に備えて、
ふだんから自分にできる備えを行うことが大切である。

「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組 (H29.6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
防災教育の促進	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。 ・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)

【重点項目③】要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

- H28年台風10号により岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名が死亡。
- これをうけ、H29.6月の水防法等の一部が改正により、洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、**避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化**。
- 都道府県及び市町村の**関係部局が連携して**、避難確保計画作成及び避難訓練実施の**支援を実施**。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では、義務を新設



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組 (H29.6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者利用施設への説明会の開催。(平成29年6月までに全47都道府県で実施済み) ・ 平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 ・ 平成29年6月に「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂するとともに、「避難確保計画作成の手引き」(土砂災害)を作成。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。 ・ 平成33年度までに対象の要配慮者利用施設(浸水：31,208施設、土砂災害：7,325施設(重複含む)※)における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。(※平成28年3月現在の施設数) ・ 避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・ 平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。

- 国土交通省では、H29年度に「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き」や「避難確保計画作成の事例集」を公表。
- 津市をモデル地区として、講習会を開催し、「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成。

避難確保計画作成の手引き

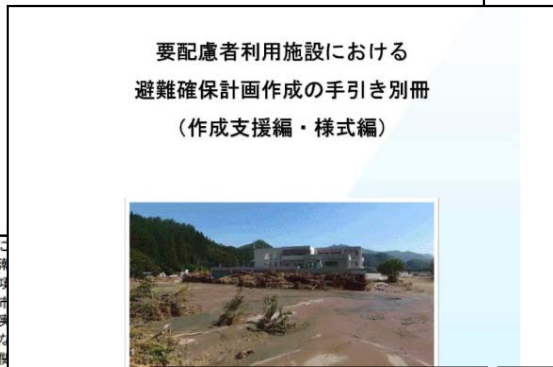
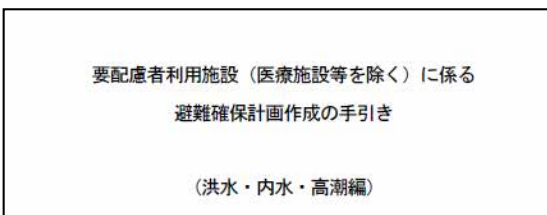
手引きの他、作成支援編及び雛形も含めて公表

計画作成の事例集

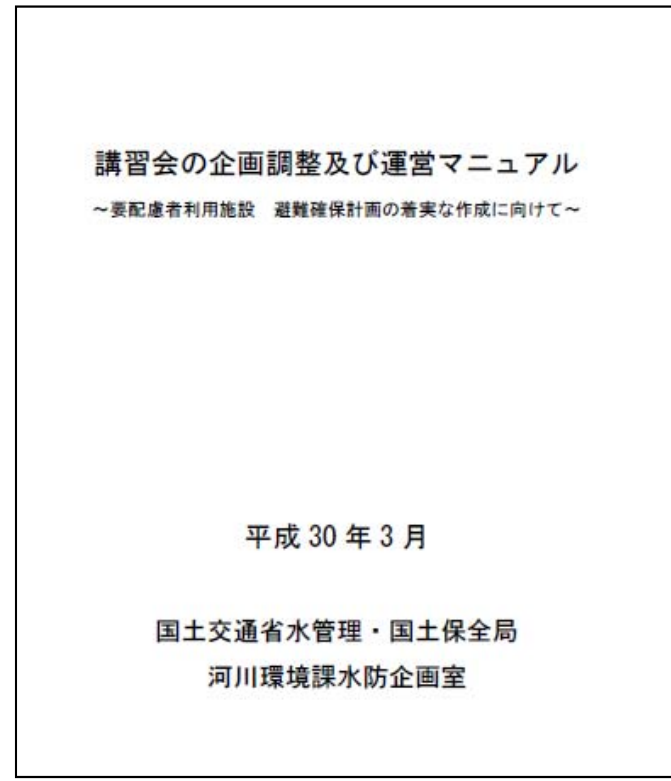
岩手県、岡山県、兵庫県の施設を事例に計画作成のポイントや検討過程をとりまとめ

講習会の企画・運営マニュアル

・施設の管理者等に計画作成の必要性の理解、計画作成を支援するための講習会を効率的・効果的に開催することを目的にとりまとめ。
 ・市町村の担当者の負担軽減のため、講習会資料のフォーマットもあわせて公表



この高津市の災に似たとが来て計画加害は情報避難



鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 及び 第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として「鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

（協議会の実施事項）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第 4 条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表一 1 に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する雲出川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年7月27日から施行する。

別表－1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	鈴鹿川水系
二級水系	朝明川水系 海蔵川水系 三滝川水系 天白川水系 堀切川水系 中ノ川水系

別表－2 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	三重河川国道事務所
気象庁	津地方気象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	四日市建設事務所
	鈴鹿建設事務所
	四日市地域防災総合事務所
	鈴鹿地域防災総合事務所
市町	四日市市
	鈴鹿市
	亀山市
	菰野町
	朝日町
	川越町

別表－3 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職	
国	三重河川国道事務所	所長	会長
気象庁	津地方気象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	四日市建設事務所	所長	
	鈴鹿建設事務所	所長	
	四日市地域防災総合事務所	所長	
	鈴鹿地域防災総合事務所	所長	
市町	四日市市	市長	
	鈴鹿市	市長	
	亀山市	市長	
	菰野町	町長	
	朝日町	町長	
	川越町	町長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職
国	三重河川国道事務所	副所長
気象庁	津地方气象台	防災管理官
県	県土整備部 施設災害対策課	水防対策班長
	県土整備部 河川課	計画班長
	四日市建設事務所	副所長兼室長
	鈴鹿建設事務所	副所長兼室長
	四日市地域防災総合事務所	副所長兼室長
	鈴鹿地域防災総合事務所	副所長兼室長
市町	四日市市 危機管理監 危機管理室	室長
	都市政策部 河川排水課	課長
	鈴鹿市 危機管理部 防災危機管理課	参事兼課長
	土木部 河川雨水対策課	参事兼課長
	亀山市 防災安全課	課長
	菰野町 総務課 安全安心対策室	室長
都市整備課	課長	
朝日町	防災安全課	課長
	産業建設課	課長
川越町	総務課	防災担当監
	産業建設課	参事兼課長

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
減災に係る取組方針に対する
主な取組状況・取組予定

平成30年7月27日

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災に係る取組方針

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

- ・平成29年度までに策定した取組方針のうち、主な取組状況及び取組予定について共有。
- ・直轄、県管理河川の取組のうち、河川管理者の実施したものを中心に紹介。

取組方針 大項目	直轄	県管理河川
		四日市圏域、鈴鹿・亀山圏域
①迅速かつ的確な避難行動の取組	1)迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組
	2)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動の取組	
②的確な水防活動のための取組	3)洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取組	2)的確な水防活動のための取組
③河川管理者が実施するハード対策	4)河川管理者が実施するハード対策	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
④土砂災害に対する取組	—	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

洪水浸水想定区域図の策定・公表

①迅速かつ的確な避難行動の取組

【重点項目①】

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

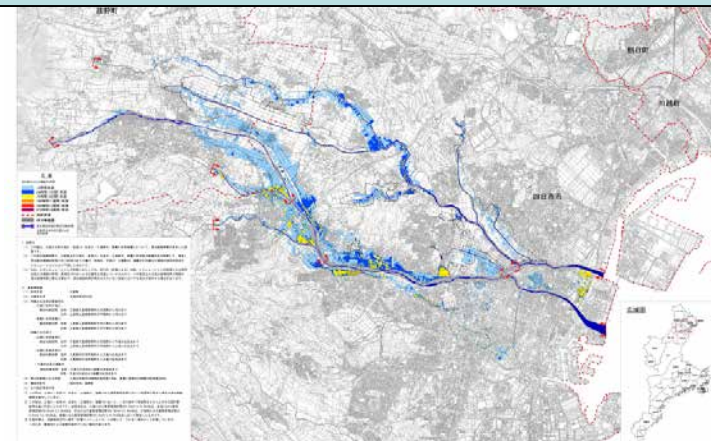
- ・平成27年度の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨を、従来の計画規模の降雨に加え、想定最大規模の降雨も対象として指定
- ・直轄管理河川は洪水浸水想定区域及び浸水継続時間等を平成28年度に公表
- ・県管理河川については、平成30年度に天白川・鹿化川を公表予定し、その他河川も順次公表予定

〈公表資料・公表日〉

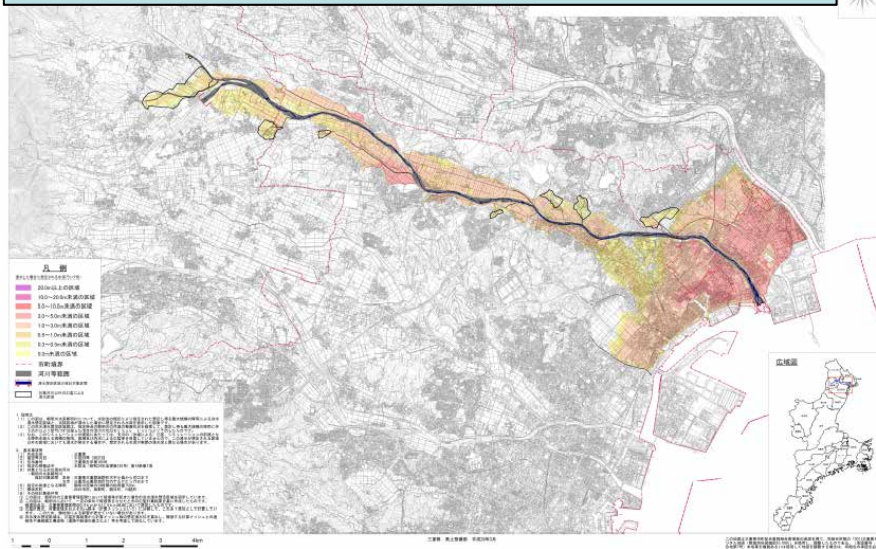
- ・洪水浸水想定区域図【想定最大規模】 【計画規模】
- ・洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）【想定最大規模】
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）（河岸侵食）

四日市圏域		鈴鹿・亀山圏域	
朝明川水系	H29.3.21公表	鈴鹿川水系棕川	H31年度公表予定
三滝・海蔵川水系	H29.9.22公表	堀切川水系	H32年度公表予定
天白・鹿化水系	H30年度公表予定	中ノ川水系	H32年度公表予定

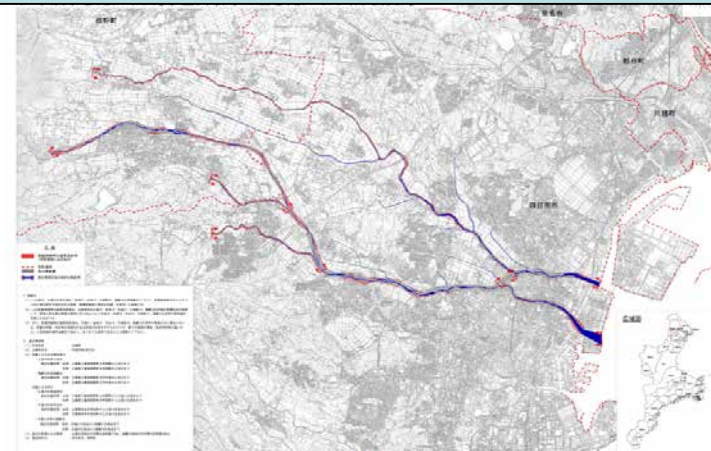
洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）【三滝川・海蔵川水系】



洪水浸水想定区域図（想定最大規模）【朝明川水系】



家屋倒壊等氾濫想定区域図（河岸侵食）【三滝川・海蔵川水系】



地元住民への防災に関するPR

①迅速かつ的確な避難行動の取組

【重点項目②】

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

- ・ 市町等で実施される防災訓練やシンポジウム等の場で防災のPRを実施。
- ・ 平成29年度は**多気町総合防災訓練**及び**みえ風水害対策の日シンポ**にてPRを実施。
- ・ 今後は、**小中学校等の児童を対象に幼少期からの防災教育を実施。**

多気町総合防災訓練

- ◆日 時：平成29年9月3日(日) 9:00~12:00
- ◆場 所：多気町民文化会館前駐車場周辺
- ◆主 催：多気町
- ◆協力機関：松阪地区広域消防組合、陸上自衛隊第33普通科連隊、津地方気象台、三重県、三重県警察、日本赤十字社三重県支部、松阪地区医師会、多気町社会福祉協議会、県立相可高等学校、多気町主防災組織、多気町消防団、紀勢国道、三重河川国道
他住民参加者含めて 約500名

<概要>

- ・ 防災情報入手講習
- ・ 櫛田川の浸水想定区域図
- ・ ポンプ車等の災害対策用車両を用いた訓練、展示



「防災情報入手講習」



「排水ポンプ車と道路パトロール車」の説明

みえ風水害対策の日シンポジウム

- ◆日 時：平成29年9月24日(日) 13:00~16:00
- ◆場 所：松阪市飯南産業センター 多目的ホール
- ◆主 催：みえ防災・減災センター、三重県、三重大学 共催：松阪市、津地方気象台
- ◆参加者：約230名



「ロビーに展示したテック・フォースの概要」など



「行政の取り組みを紹介する岩下事務所長」

要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催

①迅速かつ的確な避難行動の取組

【重点項目③】

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

- ・ 避難確保計画作成を促進するため、津市をモデルにして、**計画作成を支援する講習会を開催。**
- ・ 前期と後期の2回に分けて開催し、**計画作成の課題と知恵を共有。**
- ・ 今後は、モデル地区で得られた知見をもとに作成した「**講習会の企画調整運営マニュアル**」を周知し、避難確保計画策定を促進。

【前期講習会概要】

- ・ 主催：国土交通省中部地方整備局、三重河川国道事務所
- ・ 共催：三重県、津市
- ・ 日時：平成29年11月7日(火) (14:00~16:00)
- ・ 会場：アスト津 4階 アストホール
- ・ 出席者：約160名

【議事次第】

- ・ 特別講演：三重大学大学院 川口 准教授
- ・ 話題提供：気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所
- ・ 津市における災害時の防災情報伝達について：津市危機管理部
- ・ 避難確保計画作成方法について：国土交通省中部地方整備局



前期講習会の開催状況



三重大 川口 准教授による特別講演

【後期講習会概要】

- ・ 主催：国土交通省中部地方整備局、三重河川国道事務所
- ・ 共催：三重県、津市
- ・ 日時：平成29年11月30日(木) (14:00~16:00)
- ・ 会場：三重県総合文化センター レセプションルーム
- ・ 出席者：約70名

【議事次第】

- ・ ワールドカフェの進め方の説明
- ・ ワールドカフェによる課題と知恵の共有
～避難させることができる計画を作成するために～
【ファシリテーター】三重大学大学院 川口准教授

★ワールドカフェとは

- ・ カフェのようなリラックスした雰囲気での対話
- ・ つながりを意識しながら、意見交換することでグループの一体感を醸成
- ・ メンバーの組合せを変えながら4~5人単位の小グループで話し合うことで、あたかも参加者全員が話し合っているような効果が得られる。

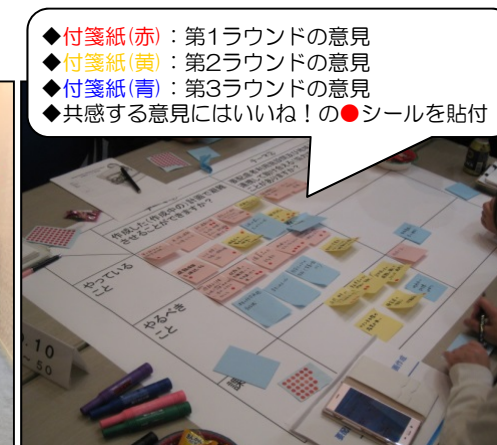
〈第1ラウンド〉 テーマについて現状や課題を話し合う

〈第2ラウンド〉 カフェマスターを残し、別テーブルへ移動
移動先で元テーブルの意見を出す

〈第3ラウンド〉 元テーブルへ戻り、移動先のテーブルの意見を共有



会場全体の状況



テーブルでの意見の集約状況

- ◆付箋紙(赤)：第1ラウンドの意見
- ◆付箋紙(黄)：第2ラウンドの意見
- ◆付箋紙(青)：第3ラウンドの意見
- ◆共感する意見にはいいね！の●シールを貼付

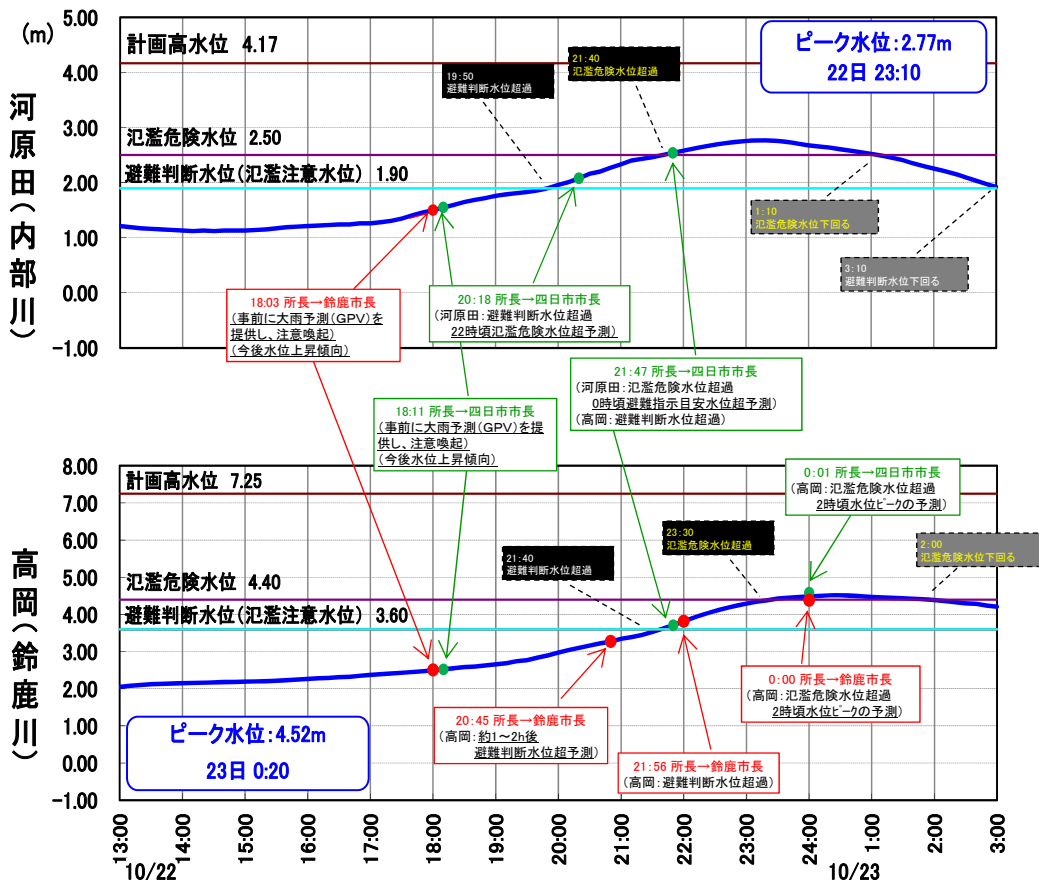
- ◆正解を導き出すのではなく、意見交換・知識の共有に主眼をおく
- ◆具体的な意見・知見の共有が図られ「計画の質の向上」に繋がる

鈴鹿川ホットライン(台風21号)/GPV気象予報

- ・ H29. 10月台風21号来襲時には、洪水を対象としたタイムラインに基づき、三重河川国道事務所長より各市町長へホットラインを実施。
- ・ 管内全域に80mm/h以上の雨域がかかる予測があったため、関係市町の防災ライン窓口も含め情報提供を実施。

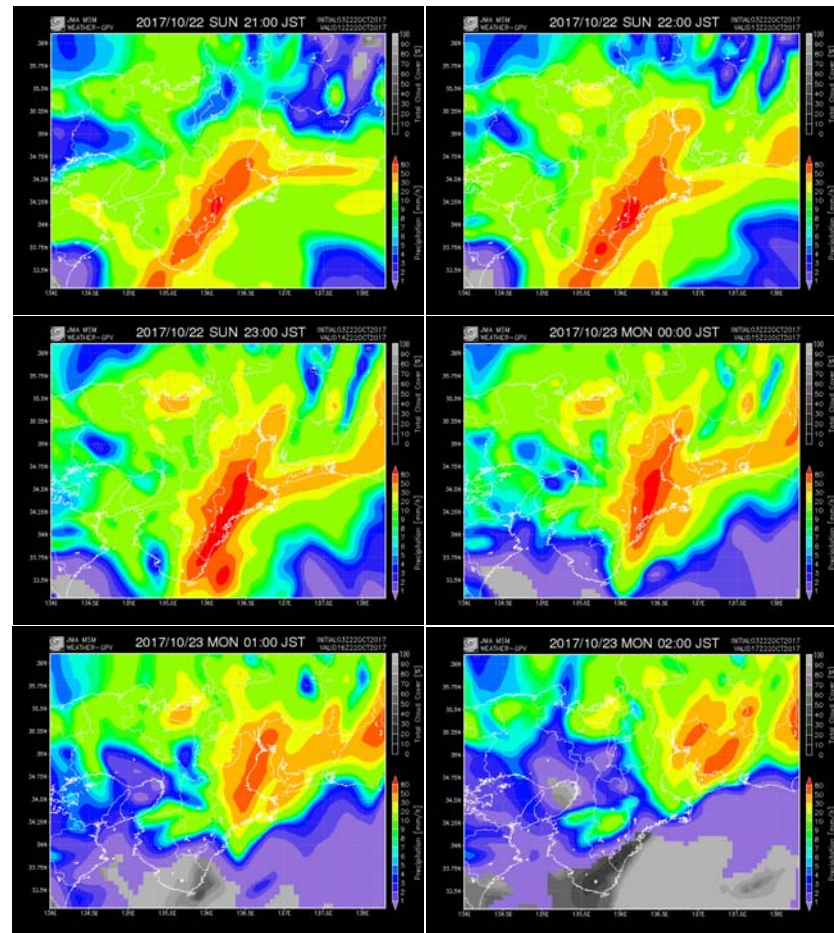
ホットラインの実施事例

[鈴鹿川水系内部川] 河原田観測所の水位状況とホットライン、避難情報発令等



[鈴鹿川] 高岡観測所の水位状況とホットライン、避難情報発令

GPV 気象予報 <http://weather-gpv.info/>



緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信の開始

- ・平成30年5月1日から、鈴鹿川水系鈴鹿川流域自治体において洪水情報のプッシュ型配信を開始。
- ・指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信。



<配信対象>

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	配信先
鈴鹿川	鈴鹿川	亀山 (三重県亀山市)	亀山市、鈴鹿市 ※4②のみ配信
鈴鹿川	鈴鹿川	高岡 (三重県鈴鹿市)	鈴鹿市、四日市市 ※4②のみ配信

<配信内容>

段階	配信情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②-I	氾濫が発生した情報 (※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報)	対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②-II	氾濫が発生した情報 (※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報)	対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時

洪水時に特化した危機管理型水位計の設置

②的確な水防活動のための取組

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

- ・ 水位計の無かった河川や地先レベルの水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進させるため、洪水時に特化した低コストな水位計を開発。
- ・ 今後、直轄、県管理河川ともに洪水に対してリスクの高い箇所等を中心に設置予定。

【特徴】

- 長期間メンテナンスフリー（無給電で5年以上稼働）
- 省スペース（小型化）（橋梁等へ容易に設置が可能）
- 初期コストの低減
（洪水時のみの水位観測により、機器の小型化や電池及び通信機器等の技術開発によるコスト低減）
（水位計本体費用は、100万円/台以下）
- 維持管理コストの低減
（洪水時のみに特化した水位観測によりデータ量を低減し、IoT技術とあわせ通信コストを縮減）

開発された水位計の例



堤防に設置するタイプ
（ケーブル（計測器）を河川に入れて計測）



橋梁に設置するタイプ
（電波や超音波で河川に触れずに計測）

【管内の設置事例】

勢田川左岸4.6k付近に、危機管理型水位計を設置。



自立型IoT 通信部

- ・ 太陽電池とバッテリーによる運用
- ・ 無給電で5年以上の稼働
- ・ IoT技術と合わせて通信コストを削減

水位計センサー部

- ・ 圧力式水位計センサー
- ・ 堤防天端より、-2.79m下がりの小段より水位観測可能
- ・ 10分単位で水位観測

【危機管理型水位計の今後の配置予定】

洪水に対してリスクの高い箇所や行政施設・病院等の重要施設がある地点を中心に設置予定。

直轄管理河川

- ・ 三重四川でH30年度に58箇所設置予定
- ・ 鈴鹿川水系に22箇所設置予定

県管理河川

- ・ 三重県全体で3年間で181箇所設置予定
- ・ 40箇所設置工事契約済み

※設置数は、今後の調整状況等により増減することがあります。7

訓練による習得技術にて津市職員による排水ポンプ車の操作を実施

②的確な水防活動のための取組

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

- ・ H29. 8月台風5号来襲時には、津市高茶屋地区が内水氾濫する恐れが発生したため、津市からの支援要請に基づき中部地方整備局所有の災害対策車両（排水ポンプ車）を派遣。
- ・ 毎年開催している市町職員向けの災害対策機械の操作訓練において、操作方法を習得し、津市職員のみで排水作業を実施し、浸水被害を防止。
- ・ 操作方法の習得ため、操作訓練を継続して開催。

【防災対応時系列】

H29. 8. 7 15時00分 津市より排水ポンプ車1台の支援要請
 16時00分 三重河川国道事務所より排水ポンプ車を現地へ派遣
 16時20分 現地到着

※設置・稼働確認後に津市職員により排水作業を実施(三重河川国道事務所職員は帰所)

H29. 8. 8 1時07分 排水作業完了
 12時00分 稼働確認後、事務所へ返却



排水ポンプ車による排水作業実施状況



排水ポンプ車訓練状況



照明車訓練状況



衛星通信車訓練状況

(参考) 平成29年度の災害対策機械操作訓練
 ○開催場所…松阪市早馬瀬町(柳田川河川敷)
 ○参加機関…三重県、鈴鹿市、津市、松阪市、多気町、伊勢市、鳥羽市、名張市、紀宝町、三重県建設業協会、国交省(計106名)
 ○開催日…平成29年5月25日(木)

洪水氾濫を未然に防ぐ対策・危機管理型ハード対策の進捗状況

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

- ・ 優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削等の「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」及びアスファルト舗装による天端保護等の「危機管理型ハード対策」を実施中
- ・ 平成32年度完成を目標に、引き続きハード対策を実施

洪水氾濫を未然に防ぐ対策



鈴鹿川 0.0k ~ 0.1k+20m 左岸



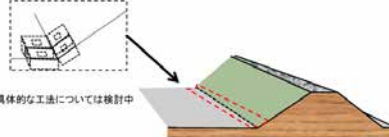
鈴鹿派川 3.7k+21m ~ 3.8k+70m 右岸

危機管理型ハード対策

<堤防裏法尻の補強>

裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合の深掘れの進行を遅らせる。

堤防裏法尻をブロック等で補強



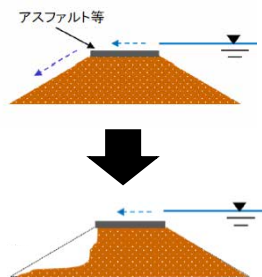
※ 具体的な工事については検討中



鈴鹿川23.0k~23.2k 左岸

<堤防天端の保護>

堤防天端を保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水時の法肩部の進行を遅らせる。



内部川 4.8k~5.0k 左岸

河川維持管理技術者等の専門的な技術者等の活用

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

- ・ 水害時の対応では、地域の河川の特性や災害等の特性・履歴に関する十分な理解と知識が必要。
- ・ 河川管理においては、平成25年河川法の一部改正により、河川管理施設等を適切に維持・修繕することが義務化。しかし、基準化が進んでも現場の経験に基づいた適切な判断が必要。
- ・ 河川維持管理技術者等資格制度を創設し、河川管理において経験豊富な専門的な技術者を活用。

河川の維持管理の現状と課題

「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について(平成25年4月、社会資本審議会答申)」

- ・ 河川管理施設等の老朽化の進展、維持管理に関する社会的な関心の高まりを背景に、平成25年、河川法の一部改正により、河川管理施設等を適切に維持・修繕することが義務化された。
- ・ 一方では、河川の維持管理は、基準化が進んでも依然として現場での経験に基づいた適切な判断を必要とするが、豊富な経験を有する**技術者の確保が困難**になりつつある。
- ・ **客観性のある資格制度を創設し**、河川管理の特質を理解し**豊富な経験を有する官民の技術者の知見を活用**して、技術を継承し、管理水準を維持する仕組みを構築する必要がある。

河川維持管理技術者資格制度の創設

- ・ 平成27年2月に一般財団法人河川技術者教育振興機構設立
- ・ 平成27年度から、「河川維持管理技術者」、「河川点検士」資格試験開始

	河川維持管理技術者	河川点検士
期待される社会的役割	地域の河川に熟知し、 維持管理についての的確な状態の把握と対応の提案等を行う ことで維持管理の実務や地域の安心に貢献する	マニュアル等を熟知し 点検を確実に実施して変状を把握 することで維持管理の実務に貢献する
技術者像	河川の維持管理に求められる 応用的技術、経験や、地域の河川に関する知識、経験を有する 技術者	河川の維持管理に関する 基本的技術・経験を有する 技術者
求められるスキル	河川の状態把握と分析、対応案の検討技術 地域の河川の特性や改修・災害等の特性・履歴に関する十分な理解 河川管理上の 判断に有益、的確な提案 とそれに必要となるコミュニケーションを行う能力	点検要領等のマニュアル類に即して的確に河川の維持管理に必要な 点検を実施できる技術

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
減災に係る取組方針に対する
各機関の取組事例

平成30年7月27日

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

四日市市

水防法等改正による四日市市防災マップ作成について（平成29年度）

1. ワーキンググループの実施

市が今まで作成してきた防災マップを命を守る避難行動に結びつくハザードマップに作り変えるために、学識経験者を含めたワーキンググループを結成し、作成方針や手法の検討を行った。

■ メンバー

東京大学片田教授、三重大学川口准教授、自治会連合会、地区防災組織連絡協議会、消防団、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会連合会、障害者団体、PTA連絡協議会、三重河川国道事務所、三重県四日市建設事務所、四日市市

■ 第1回（平成30年1月31日 10:00～）

四日市市ハザードマップの改訂の考え方と方針、今後の進め方

■ 第2回（平成30年2月27日 15:30～）

ハザードマップの構成案（掲載する内容の整理）、浸水想定区域図とのワーキンググループの様子
公表予定、検討手法（ワーキングの各回の位置づけや内容）、検討スケジュール案



新たな防災マップでの主な対応

複数の河川の水害リスクの概略をわかりやすく示し、1つのマップに集約した**気づきマップ**を掲載する。

市民が自ら自身の避難対応を検討できるように、建物構造、階数別の垂直避難も検討できる**逃げどきマップ**を掲載する。

市民にとってわかりやすく、使いやすいものとなるように、**住民ワークショップ**を開催し意見聴取。様々な主体での活用を念頭に、**継続的に活用できる仕組み**を検討

3つのポイント

- ✓ 「命を守ること（≒避難すること）」に重点をおく
- ✓ 「自ら考える」「主体的に活用する」ことを支援する。
- ✓ 防災を地域の「あたりまえ（住まう作法）」という認識を醸成する

気づきマップ



逃げどきマップ



2. 四日市市防災マップ作成および活用の上でのポイント

■ 地域の知恵をみんなの知恵（共有知）に

地域には過去の水害の知恵（石碑や言い伝え等）も残っていることが考えられ、住民ワークショップでは、それらの地域に埋もれてしまいがちな知恵も拾い上げて、みんなの知恵として残せるように工夫する。

■ 住民ワークショップ等を実施し、使い方の周知を図る

災害に対する向き合い方や防災マップの使い方の周知等の理解を促進するために、地区防災組織・連合自治会や多様な主体と連携し、ワークショップ等を実施する。

■ 地域、学校、施設、事業所等の多様な主体の防災活動の促進・支援

地域のみんで逃げる仕組み作り（地区防災計画）や学校の防災教育、施設、事業所の避難確保計画や事業継続計画等の検討や実施を支援する。



要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進事業について

～有識者による基調講演会の実施～

日時 平成29年10月19日

場所 あさけプラザ1階ホール

講師 鍵屋 一(かぎや はじめ)氏
跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部
コミュニティデザイン学科 教授



過去の水害における教訓・
水防法改正の趣旨について

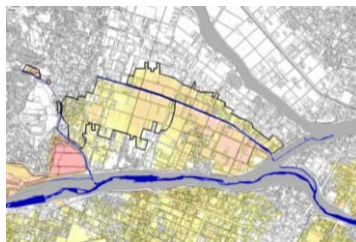
- 要配慮者の命を守り、命をつなぐ計画が必要
- 計画を作成したら、その計画どおりに進むか訓練を実施し、常に見直すことが重要
- 福祉施設・職員の災害対応能力を向上させることが重要

～職員による計画作成の説明～

日時 平成29年10月19日

場所 あさけプラザ1階ホール

講師 四日市市危機管理室職員



計画作成方法における
ポイントの説明

- 施設における浸水想定を確認
- 市からの避難情報の入手手段や要配慮者の避難誘導方法等について説明

○要配慮者利用施設は、**避難確保計画を適宜提出**

○避難訓練を実施し、避難確保計画のとおり、対応できるか**検証し、計画の見直し・改善**につなげる。

鈴鹿市

鈴鹿川水系周辺の減災の為の取組状況について

○防災マップ（日本語版）の更新 及び

防災マップ（外国語版）の作成（平成30年3月）

実施主体：鈴鹿市

主な更新内容：

- ・鈴鹿川・安楽川の想定最大規模の浸水想定区域の表示
- ・河川堤防決壊時に危険な地域となる家屋倒壊等氾濫想定区域の表示



防災マップ（日本語版 啓発面）

防災マップ（外国語版 啓発面）

防災マップ（日本語版 地図面）

○鈴鹿市河川防災センターにおける土のう訓練

実施主体：三重県建設業協会 鈴鹿支部【鈴鹿市参加】

実施場所：河川防災センター、市内地区市民センター

内容：出水期を前に水害対策のための土のう作成訓練及び土のう配備箇所一斉点検を実施

開催日：平成30年6月25日



龜山市

1. 想定最大外力の洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知

平成26年に鈴鹿川に関する洪水ハザードマップを作成し、全戸配布済。

その後の鈴鹿川の洪水浸水想定区域の見直し、及び椋川、中ノ川の洪水浸水想定区域図の作成に伴い、その情報を盛り込んだ洪水ハザードマップを平成32年度に作成予定。

2. 小中学校における水災害教育の実施

- 全小中学校における防災ノートを使用した防災学習の実施。
- 小学校にて「防災を語ろう」という時間を設け、避難所防災倉庫の中身の確認、地域の方々との防災おしゃべり等を実施。
- かめやま防災ネットワーク（市民団体）をゲストティーチャーとして招き、危険箇所タウンウォッチングや防災すごろく等を実施。
- 平成28年度授業の一環として中部中学校全校生徒が総合防災訓練に参加。今年度以降も中学生（小学生）を地域の力として避難訓練、救助体験等に参加いただき総合防災訓練を実施予定。



(集団避難訓練の様子)



防災授業の様子

3. 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の実施

地域防災計画に位置付けのある3施設について、避難確保計画の策定について呼びかけ済。（2施設は作成済。1施設については現在作成中。）

椋川、中ノ川の洪水浸水想定区域図の完成により対象施設の増が見込まれる場合は、今後地域防災計画の見直しを予定。

水防訓練

梅雨や台風の本格的なシーズンを前に、水防に関する知識や技術、基本的な水防工法の作成要領を習得し、風水害発生時に迅速な活動ができるよう、水防訓練を実施。

- 日時：平成30年5月27日
- 場所：鈴鹿川勸進橋上流左岸河川敷



椋川カメラの設置

平成30年度、椋川周辺の浸水にかかる円滑な対応を行うため、排水ポンプ水位電極の設置並びに河川の状況及び隣接道路の状況の視認用監視カメラを設置予定。

総合防災マップの作成

前述の洪水ハザードマップに加え、防災マップ（避難所等の位置等）、土砂災害及び重点ため池ハザードマップ等を全て網羅した総合的な防災マップを平成32年度に作成予定。

菰野町

水防訓練の実施（三重県三重郡菰野町）

住民が参加しやすい訓練

【訓練概要】

三重県三重郡菰野町において、各区ごとの訓練として住民がハザードマップを確認したうえで、実際に区内を歩きながら、急傾斜地、河川、道路等の危険箇所や避難経路・避難場所等の確認・点検を行っている。

また、町全体の水防訓練では、各区の住民や消防団、災害協定締結事業者等が参集し、積み土のう工法の訓練を行うなど、自主防災意識(自助・共助)の普及と向上を図ることを目的とした取り組みを行っている。

1) 実施日

毎年5月下旬の日曜日

①8:00～9:00 各区ごとの訓練・危険箇所点検

②9:30～11:30 菰野町全体の水防訓練

2) 実施区名・区数

三重県三重郡菰野町全区 39区

3) 参加人数

約400名

4) 参加機関

各区、菰野町消防団、菰野町消防本部、菰野町災害時応急対策業務に関する協定書締結事業者等

5) 実施訓練内容

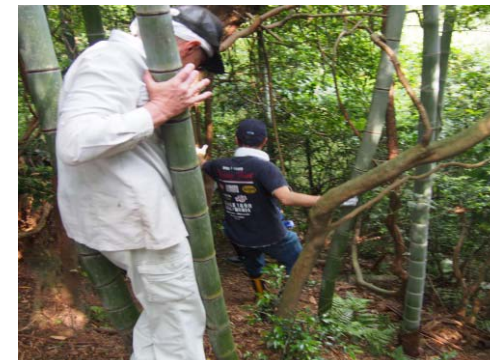
①各区内の土砂災害危険箇所・避難経路・避難場所等の確認・点検

②積み土のう工法の技術習得を目的とした土のう作成から積み上げまでの訓練

6) 工夫している点

住民が自ら区内の危険箇所等を確認し、区内で共有するとともに、住民が作成した危険箇所の位置図や状況写真を町の各課と情報共有することで、町と住民が協働して地域の河川や用水路の維持管理に取り組んでいる。

■千草地区江野区による土砂災害危険箇所の点検状況



地図にて急傾斜地崩壊危険箇所の確認 区内の急傾斜地崩壊危険箇所を点検

■菰野町水防訓練の実施状況（三滝川河川敷）




災害対策車の説明を受ける参加者



積み土のう工法の訓練

朝日町



三重四川外大規模減災協議会 取組事例

＜重点項目＞

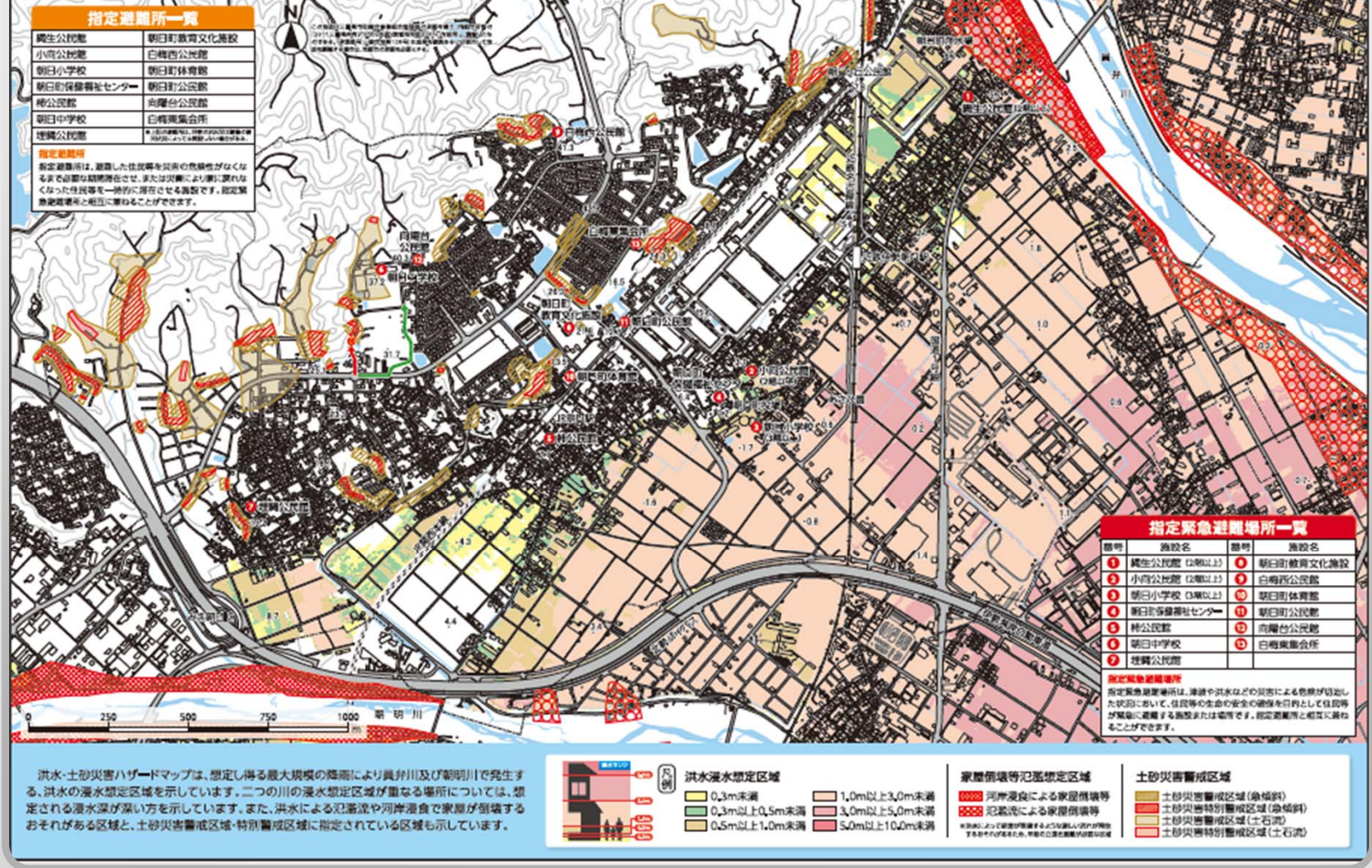
想定最大外力の洪水浸水区域図を基に
洪水ハザードマップの策定・周知

朝日町 防災保全課

洪水ハザードマップ更新

- 想定最大規模を対象とした浸水想定区域を掲載
 - 洪水による氾濫流や河岸浸食で家屋が倒壊するおそれがある区域を掲載
 - 指定避難場所の表記一部変更
- ※浸水区域の避難場所を2階以上、3階以上など
- 町民に全戸配布
 - 町内の公共施設、有料老人ホーム、医療機関、金融機関、店舗、公共交通機関等に掲示

洪水・土砂災害ハザードマップ



洪水・土砂災害ハザードマップ

平成30年3月作成

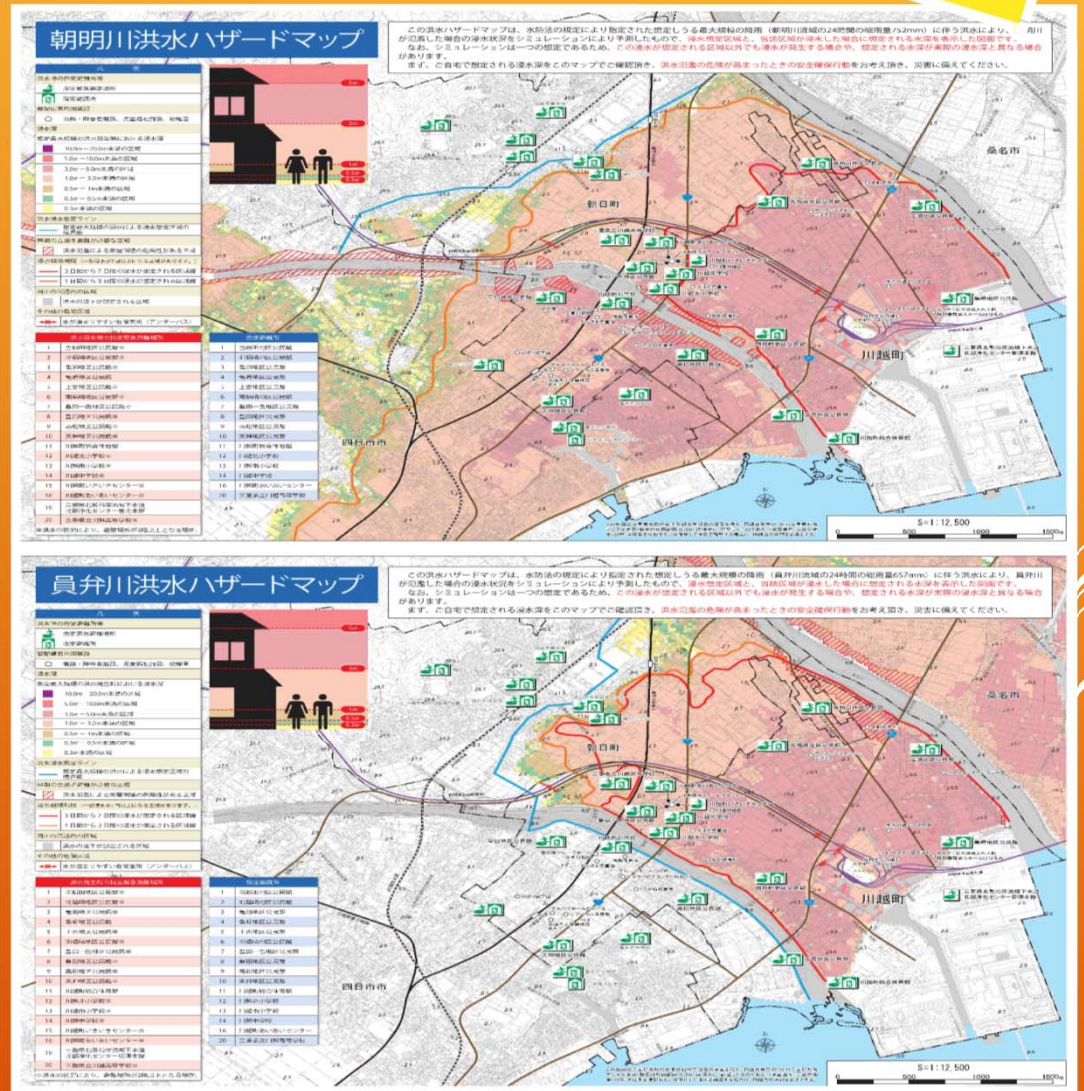
川越町

防災マップ作成事業



概要

- ・想定最大規模を対象とした浸水想定区域を掲載
- ・洪水による氾濫流や河岸浸食で家屋が倒壊するおそれがある区域を掲載
- ・水がたまりやすい危険箇所(アンダーパス等)を記載
- ・浸水が予想される期間を1日から3日間、3日間から7日間の2段階で記載
- ・町民に全戸配布



防災カメラ設置事業

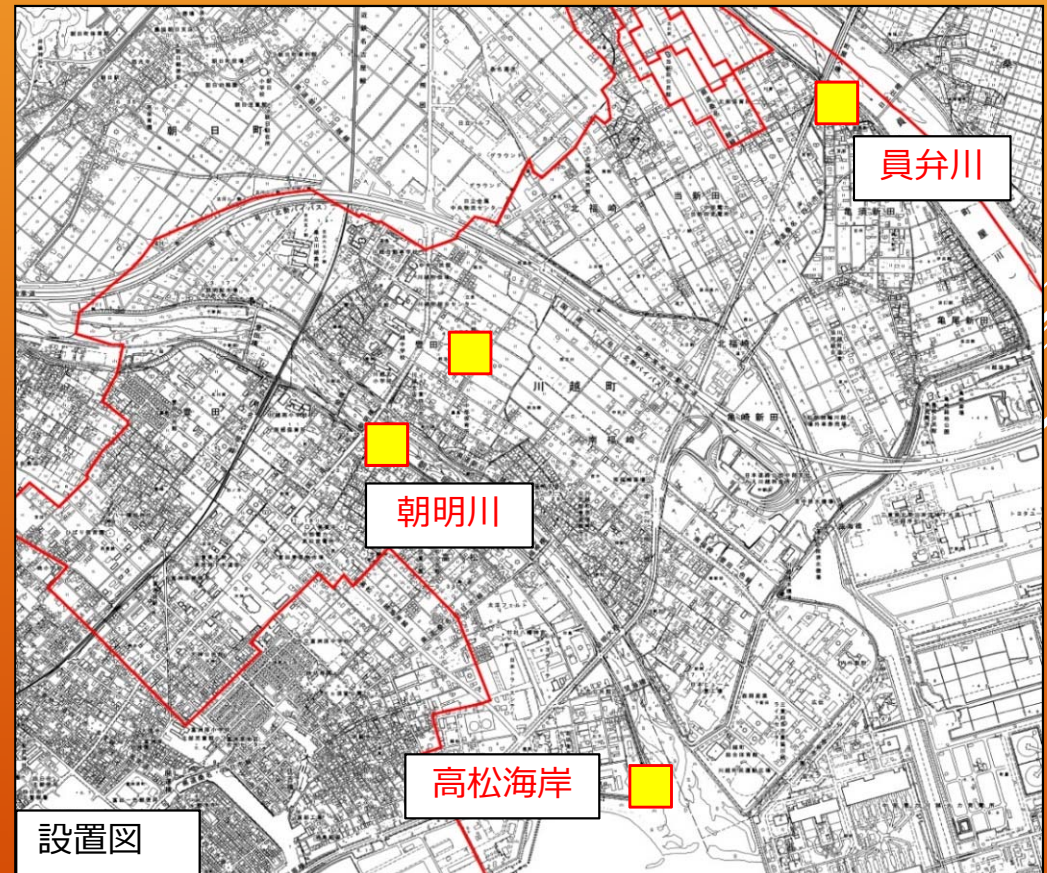
町内の4箇所に防災カメラを設置しています。河川と海岸に設置し水害に備え、川越町役場の最も高いところに同様のカメラ設置し、災害等が発生した際、周辺状況の確認を可能にします。

庁舎に集められた映像は、関係機関にオンライン接続し、情報の共有をはかっています。

また、平成30年度事業として、撮影したものを誰でも確認ができるように川越町ホームページ内に数分ごとに画像を掲載します。(河川のみ)



防災カメラ映像



津地方気象台

- 基準値は、過去20年分以上の災害発生／非発生時の指数値を統計的に調査して設定する。
- インフラの整備状況は災害頻度や被害規模として現れるので、災害実績に基づき設定する基準値には、その効果が間接的に反映されている（ex.整備が進む等の理由から過去に災害が発生していない地域では、基準値が高く設定される）。
- 下水道や河川堤防の整備状況などが違うため、同じ雨が降ったとしても災害の起こりやすさには地域差がある。基準値はその地域差を表現するものである。
- 基準値の妥当性は定期的を確認・評価（1年に1回、最新の災害資料等を追加して、災害との関係を精査）するとともに、必要に応じ、適切な基準値への見直しを行う。

災害資料の収集整理

- 「水害統計」等をもとに過去20年分以上の災害資料を整理。
- 自治体（都道府県）と協議のうえ、あらかじめ、警報や注意報の対象となる災害を定義しておく。

大雨事例の整理

- 調査期間における毎時の表面雨量指数と流域雨量指数を計算。
- 一雨ごとに災害と指数の値をとりまとめ、大雨事例ファイルとして整理する。

基準値案の作成

- 統計処理（コストロスモデル）により、基準値案を作成する。
- できるだけ少ない基準超過頻度で、多く対象災害を捕捉できるような基準値案を算出する。

基準値案の評価

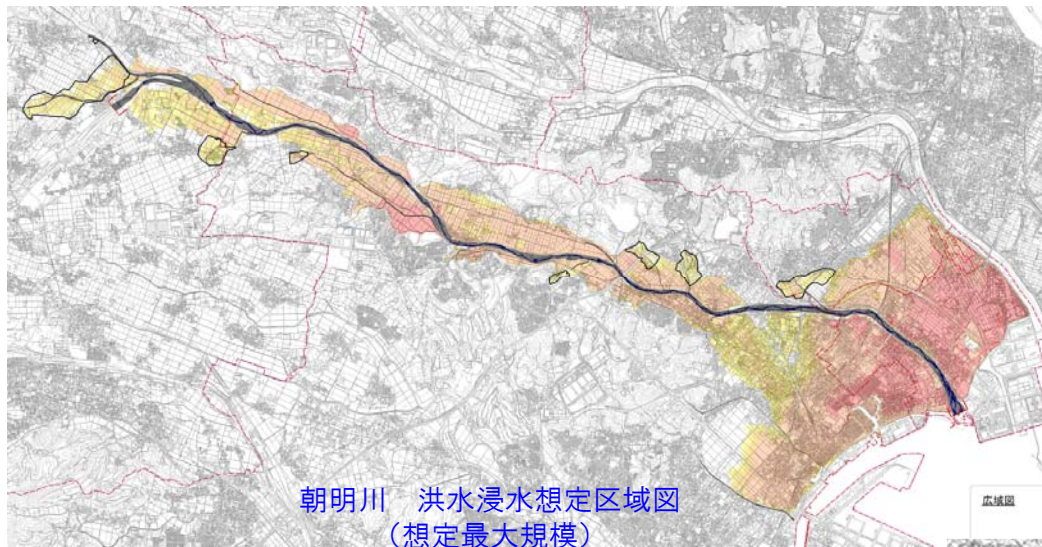
- 災害捕捉率や適中率といった統計評価をもとに基準値案の妥当性を確認する。
- 基準値の妥当性は定期的を確認評価する。

四日市建設事務所

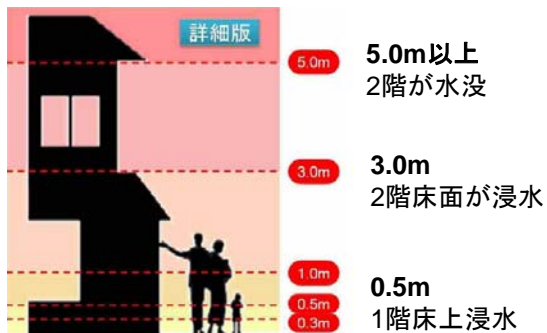
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知

想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、市町に提供し、説明を行います。

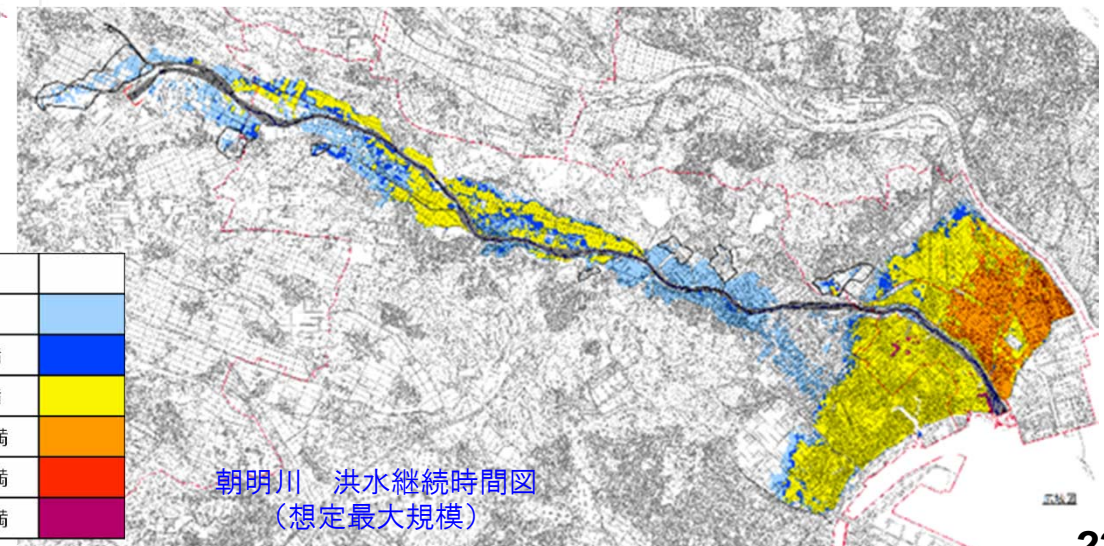
- ・平成27年水防法改定に伴い、洪水浸水想定区域図の対象降雨を河川整備において基本となる降雨（計画規模降雨）から想定し得る最大の規模（想定最大規模）に拡充し指定・公表を行っています。
- ・今回から新たに洪水継続時間図、家屋倒壊等氾濫想定区域を作成し公表しています。
- ・朝明川ほか圏域内の5つの水位周知河川については、平成30年度中の指定・公表を目標に進めます。（朝明川、三滝川、海蔵川は指定・公表済）



水位周知河川名	計画規模降雨	想定最大規模降雨
朝明川	平成20年7月15日指定	平成29年3月21日指定
三滝川	平成18年9月1日指定	平成29年9月22日指定
海蔵川	平成23年2月22日指定	平成29年9月22日指定
天白川	平成22年6月1日指定	平成30年度末まで(予定)
鹿化川	平成20年7月15日指定	平成30年度末まで(予定)



区分	
12時間未満	Light Blue
24時間(1日間)未満	Blue
72時間(3日間)未満	Yellow
168時間(1週間)未満	Orange
336時間(2週間)未満	Red
672時間(4週間)未満	Purple



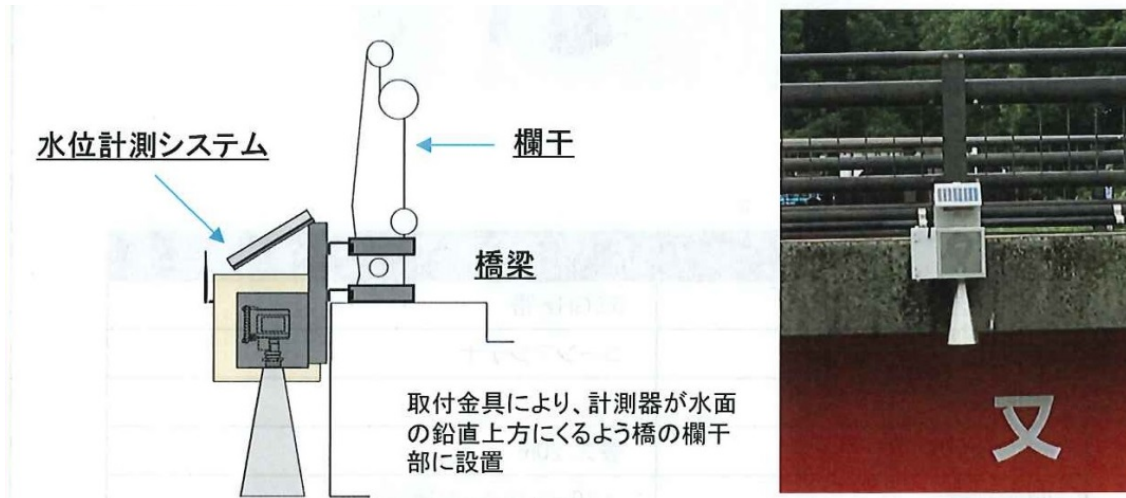
鈴鹿建設事務所

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

1 2.危機管理型水位計、量水標の整備

河川の水位状況を確認できるように危機管理型水位計を設置します。

危機管理型水位計設置イメージ



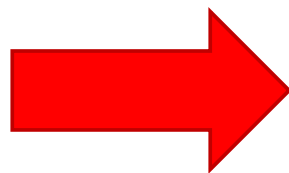
危機管理型水位計設置予定箇所

- 鈴鹿市内
堀切川（寺家町・一本松橋）
中ノ川（徳田町・中橋）等
- 亀山市内
棕川（椿世町・下椿世橋）
中ノ川（中庄町・光於堂橋）等

3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組 19.洪水氾濫を未然に防ぐ対策（堆積土砂撤去）

毎年、掘削箇所を優先度を県と市で協議しながら堆積土砂撤去を実施します。

平成29年度
一級河川椋川堆積土砂撤去（亀山市内）



堆積土砂を撤去し従前の流下能力を確保

堆積土砂撤去予定箇所

鈴鹿市内
中ノ川、亀淵川 等

亀山市内
中ノ川、牛谷川 等